

議会改革特別委員会検討事項（平成29年5月23日）

《議事堂のあり方について》

項目	各委員からの主な意見及び検討結果
議場の利活用	<p>【各委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・現状の形の中でも、利活用は可能であることから、家具等は固定式でもよい・利活用には費用面、事務局負担、急なキャンセル対応等の課題がある。課題がクリアできるなら利活用してもよい。・家具等を固定式とすることで費用面や人的負担は軽減されるのではないか・床はフラットで、家具等は固定式とするが、椅子は可動できるものを。・議場コンサートなどの現状どおりの利活用は可能とし、貸館は不可・利活用する場合は一部制限を設けたほうがよい・議会に関連するものや従来行ってきた内容であれば利活用してもよいのではないか・後ろの議席からも前方が見やすいように、人と人が重ならないような議席の配置を <p>協議の結果、議場の利活用については、貸館対応は実施すべきでない。また、議場の床はフラットとし、議場内の家具は椅子を除き固定式とすべき。なお、議席の配置については、どの議席からも答弁席や演壇の状況が見えるように配置を工夫すべきとしました。</p>

《 3月22日の委員会で提案された検討項目》

項目	提案の主旨、各委員からの主な意見及び検討結果
<p>災害時における議会としての対応について</p>	<p>【提案の主旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害が発生した場合の対応として、各議員が行動すべき具体的なマニュアル等の整備を ・市の災害対策本部への協力・支援内容等の検討を <p>【各委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応については、市民からのいろいろな要請などが想定されることから、整理すべき ・先進自治体がどのようにしているのか調査等を行うための時間をいただきたい <p>協議の結果、今後も引き続き検討していくことを決定しました。</p>
<p>市長が専決処分をすることができる事項の改定について</p>	<p>【提案の主旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者に対し、迅速な救済措置を行うため、全額保険で支払われる案件については、市長が専決処分をすることができる損害賠償額の範囲拡大を ・「法令改正に伴う引用条文の条ずれ」など、実質的な内容の変更がないものについて、議会の議決が必要というのは合理的ではないので、市長の専決処分を可能に <p>【各委員からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事例の内容程度であれば賛成 ・条文の所要の整備について、実質的な変更がないのであれば賛成 ・会派に持ち帰り、協議する <p>提案項目のうち、損害賠償額の範囲拡大に係る内容については、提案者から取り下げられました。</p> <p>提案項目のうち、条文の所要の整備に係る内容については、協議の結果、今後も引き続き検討していくことを決定しました。</p>